

「降水観測ミッション（PMM）第8回研究公募」研究契約約款の一部変更のお知らせ

Notice of Amendments to the Research Agreements for the Eighth Precipitation Measuring Mission (PMM) Science Research Announcement

研究契約約款を下記の通り一部変更しましたので告知します。

This Notice of Amendments is issued to inform Research Organizations and Principal Investigators of amendments to the terms and conditions of the following research agreements.

告知日 Notified date	約款名 Amended Research Agreement	変更箇所 Amended Articles		変更適用開始日 Effective date
		変更前 Original	変更後 Amended	
平成 30(2018)年 2 月 26 日	委託研究契約約款	第7条（研究経費）第3項 3 RO は、委託研究計画における経費内訳に記載された費目の間で経費の流用（人件費への流用増を除く。）を行うことにより、いずれかの費目の額の3割（その費目の3割にあたる額が50万円以下の場合は50万円）を超える増減の変更又は人件費を増額変更しようとするときには、予めJAXAの承認を得なければならない。	第7条（研究経費）第3項 3 RO は、委託研究計画における経費内訳に記載された経費について、費目の間で経費の流用を行うことにより、 <u>直接経費総額の5割（5割相当額が300万円以下の場合には300万円）を超えて増減する変更を</u> しようとするときには、予めJAXAの承認を得なければならない。	平成 30（2018）年 4 月 1 日以降の契約について適用する。
		第7条（研究経費）第4項 4 前項に関わらず、一般管理費は各費目との流用をしてはならない。	第7条（研究経費）第4項 4 前項に関わらず、 <u>間接経費（一般管理費）は直接経費</u> との流用をしてはならない。	
		第8条（経理） RO は、前条第1項の研究経費に関する経理状況を明らかにするため帳簿を備え、支出額を費目毎、種別毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、毎年度契約期間の終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。JAXA は、当該帳簿及び支出を証する書類の閲覧又は写しの提出を RO に申し出ることができ、RO は JAXA からの閲覧又は写しの提出の申し出があった場合これに応じなければならない。	第8条（経理） RO は、前条第1項の研究経費に関する経理状況を明らかにするため帳簿を備え、支出額を費目毎、種別毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、毎年度契約期間の終了の翌年度から起算して <u>7</u> 年間保存するものとする。JAXA は、当該帳簿及び支出を証する書類の閲覧又は写しの提出を RO に申し出ることができ、RO は JAXA からの閲覧又は写しの提出の申し出があった場合これに応じなければならない。	
		第9条（完了届及び実績報告書の提出）第2項 2 第7条第1項に定める経費が100万円を超える場合、RO は、実績報告書を作成し、委託業務の完了した日若しくは解除された日から30日を経過した日又は、翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までにJAXAに提出しなければならない。	第9条（完了届及び実績報告書の提出）第2項 2 第7条第1項に定める経費が100万円を超える場合、RO は、実績報告書を作成し、委託業務の完了した日若しくは解除された日から <u>61 日又は翌会計年度の5月31 日</u> のいずれか早い日までに JAXA に提出しなければならない。	

平成 30(2018)年 2 月 26 日	共同研究契約約款 (有償)	第 6 条（研究経費）第 3 項 3 RO は、共同研究計画における経費内訳に記載された費目の間で経費の流用（人件費への流用増を除く。）を行うことにより、いずれかの費目の額の 3 割（その費目の 3 割にあたる額が 50 万円以下の場合は 50 万円）を超える増減の変更又は人件費を増額変更しようとするときには、予め JAXA の承認を得なければならない。	第 6 条（研究経費）第 3 項 3 RO は、共同研究計画における経費内訳に記載された経費について、費目の間で経費の流用を行うことにより、 <u>直接経費の 5 割（5 割相当額が 300 万円以下の場合は 300 万円）を超えて増減する変更を</u> しようとするときには、予め JAXA の承認を得なければならない。	平成 30（2018）年 4 月 1 日以降の契約について適用する。
		第 6 条（研究経費）第 4 項 4 前項に関わらず、研究支援経費は各費目との流用をしてはならない。	第 6 条（研究経費）第 4 項 4 前項に関わらず、 <u>間接経費（一般管理費）は直接経費</u> との流用をしてはならない。	
		第 7 条（経理）第 2 項 2 RO は、前条第 1 項の経費に関する経理状況を明らかにするため帳簿を備え、支出額を費目毎、種別毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、毎年度契約期間終了の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。JAXA は、当該帳簿及び支出を証する書類の閲覧又は写しの提出を RO に申し出ることができ、RO は JAXA からの閲覧又は写しの提出の申し出があった場合これに応じなければならない。	第 7 条（経理）第 2 項 2 RO は、前条第 1 項の経費に関する経理状況を明らかにするため帳簿を備え、支出額を費目毎、種別毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、毎年度契約期間終了の翌年度から起算して <u>7 年間</u> 保存するものとする。JAXA は、当該帳簿及び支出を証する書類の閲覧又は写しの提出を RO に申し出ることができ、RO は JAXA からの閲覧又は写しの提出の申し出があった場合これに応じなければならない。	
		第 8 条（実績報告書の提出） 第 6 条第 1 項に定める経費が 100 万円を超える場合、RO は、実績報告書を作成し、本共同研究が終了した日若しくは解除された日から 30 日を経過した日又は、翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに JAXA に提出しなければならない。	第 8 条（実績報告書の提出） 第 6 条第 1 項に定める経費が 100 万円を超える場合、RO は、実績報告書を作成し、本共同研究が終了した日若しくは解除された日から <u>61 日又は翌会計年度の 5 月 31 日</u> のいずれか早い日までに JAXA に提出しなければならない。	